

小瀬鵜飼と長良川河畔エリアの文化資源を活用した プロモーション業務公募型プロポーザル審査要領

(趣旨)

第1条 この要領は、小瀬鵜飼と長良川河畔エリアの文化資源を活用したプロモーション業務における受託候補者を選定するためのプロポーザル審査方法について必要な事項を定めるものとする。

(審査の方法)

第2条 受託候補者選定の審査方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 審査委員

審査委員は、関市プロポーザル審査会規則の定めるところによる。

(2) 企画提案に関する審査

審査項目及び配点は、資料2「提案書等評価基準」のとおりとする。

(3) 審査の対象

審査の対象は、企画提案者からの提案書等の関係書類、プレゼンテーション、ヒアリング等とする。

(4) 受託候補者の選定方法

審査会議にて、参加者が提出した書類を基にプレゼンテーション及び質疑応答を行い、審査会議を構成する各委員が資料2「提案書等評価基準」に基づき評価する。審査の結果、委員の評価点を順位付けし、次に定める順位点を付すものとする。1位＝1点、2位＝2点、3位＝3点、4位＝4点・・・。

提出された見積書に記載された金額が「委託契約限度額」の金額を超える場合は、審査対象としない。

各委員の順位点を合計し、合計得点の最も少ないものを最優秀提案者とする。順位点の合計得点と同点の場合には、各委員の評価点の合計が高いものを上位とする。各委員の評価点の合計も同点となった場合には、提出された見積額が低いものを上位とする。見積額も同額の場合には、委員の協議により上位を決定し、最も順位が高いものを最優秀提案者とする。

(5) 最低基準点

満点の6割を最低基準点とし、総得点が最低基準点を満たさない企画提案者は、受託候補者の対象としない。

(6) 企画提案者が1者の場合の取扱い

企画提案者が1者のみであった場合でも、審査会を実施し、審査の結果、最低基準点を満たしていれば、受託候補者として選定する。

(その他)

第3条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、その都度協議の上、決定する。